

公益社団法人東京都府中市歯科医師会館管理運営規定

(目的)

第 1 条 公益社団法人東京都府中市歯科医師会館管理運営規定（以下「規定」という）は、市民の地域医療に貢献するため、会館における会務運営を円滑に行うことを目的とする。その管理運営について必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第 2 条 会館の名称及び位置は次のとおりとする。
名称 公益社団法人東京都府中市歯科医師会館
位置 東京都府中市府中町 2 丁目 2 5 番の 1 8

(使用者の資格)

第 3 条 府中市歯科医師会会員とする。
2. 歯科医師会の会務に関する会合及び行事、歯科医師会公認のクラブの活動、府中地区の同窓会活動、連盟活動
3. 府中市歯科医師会会員が一部を構成するその他の団体（他地区を含む同窓会、スタディグループ等）

(使用の許可)

第 4 条 会館を使用しようとする者は会長の許可を受けなければならない。
2. 会長は、会館の使用を許可するときは管理上必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第 5 条 会長は、次の各号の一に該当するときは会館の使用条件を変更し、又は使用を中止し、若しくは使用許可を取消することができる。
(1) この規定に違反したとき
(2) 使用の目的又は条件に違反したとき
(3) 災害その他の事故により使用する事ができなくなったとき
(4) 会長が、公益上その他特に必要があると認めるとき

(会館の使用範囲)

第 6 条 会館の使用範囲については、第 1 会議室（事務室）、第 2 会議室（応接室）、第 3 会議室（和室）、大会議室（1 階）とする。

(使用料と使用時間)

第 7 条 第 3 条 3 の部分で使用する場合は、原則として使用料を徴収する。
2. 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。
3. 使用時間は、午前 9 時より午後 1 0 時迄とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

種 別	区 別	午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～12時	1時～5時	5時～10時	AM9～PM10
第1会議室（事務室）		2,000円	3,000円	4,000円	8,000円
第2会議室（応接室）		1,000円	2,000円	3,000円	5,000円
第3会議室（和室）		1,000円	2,000円	3,000円	5,000円
大会議室（1階）		3,000円	4,000円	5,000円	10,000円

第8条 会館を使用しようとする者は、使用申込書に必要な事項を記入の上使用料金を添えて事務局に提出しなければならない。

（使用料の不還付）

第9条 既に納入した使用料は原則として還付しない。

（鍵の保管及び返却）

第10条 使用責任者は使用の前日か当日に事務局から鍵を受取り使用後は直ちに事務局に返却しなければならない。

（原状回復と損害賠償の義務）

第11条 使用者は会館の使用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2. 使用者は会館及びこれに付属する器具をき損又は滅失した時は、会長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、会長がやむを得ない理由があると認めたときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

（コピー機の使用料について）

第12条 公益社団法人東京都府中市歯科医師会館に設置するコピー機について、歯科医師会の会務に関する会合及び行事以外の私的な目的のために使用する場合の料金について定める。

2. コピー機使用料は、10円/1枚（白黒コピー）、30円/1枚（カラーコピー）とする。
3. 使用料は所定の用紙に記入のうえ、使用後速やかに納入しなければならない。

（会館運営に関わる収入について）

第13条 会館使用料およびコピー機使用料については共済会の収入とする。

（管理責任者）

第14条 会館の管理運営の責任者は会長とする。

（規定の改廃等）

第15条 この規定を変更又は廃止しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会館管理委員会の構成)

第16条 会長の委嘱する委員によって構成し、委員の任期は本会役員の任期に準ずる。

(雑 則)

第17条 運営を円滑にするため、この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定めるものとする。

附 則

この規定は昭和60年6月1日より施行する。

この規定は平成30年4月1日より施行する。

会館使用申込書

20 年 月 日

公益社団法人東京都府中市歯科医師会 会長殿

以下の通り申し込みます

会員氏名 _____

使用日時：20 年 月 日 (曜日)

時 分 ~ 時 分

使用室名：第1会議室（事務室） ・ 第2会議室（応接室）
第3会議室（和室） ・ 大会議室（1階）

使用目的：

使用者名：クラブ名； ・ 名
その他； ・ 名

使用機材：

責任者名：

鍵の返却日時：20 年 月 日

※ 使用後は直ちに原状回復し、器物の破損に対しては原則損害を賠償して頂きます。

公益社団法人東京都府中市歯科医師会